

議案第一六号

三朝町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

三朝町国民健康保険条例の一部を次のように改正するものとする。

昭和三十五年三月十一日提出

三朝町長 坂出 雅己

原案可決

三朝町国民健康保険条例の一部を改正する条例

三朝町国民健康保険条例（昭和三十四年三朝町条例第三号）の一部を次のように改正する。

附則を次のように改める。

二項を削除する。

附 則

この条例は昭和三十五年四月一日から施行する。

昭和三十五年三月十八日議決 三朝町議會議長加藤幸太郎

